

消 防 予 第 2 0 8 号

平 成 1 8 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

「住宅防火推進宣言」を踏まえた住宅防火対策の推進方策について

住宅防火対策については、「住宅防火推進宣言」の送付及び住宅防火対策の推進について」(平成18年6月1日付け消防予第207号。)により、積極的な推進について各都道府県知事あてに通知したところです。

ついては、「死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底の具体的方策について」(平成18年1月25日付け消防予第36号)により示した留意事項及び下記事項に留意し、地域の実情に応じた効果的な方策を実施するようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村にこの旨周知頂くようお願いいたします。

記

1 住宅用火災警報器等の不適正販売の防止の周知

住宅用火災警報器等の不適正販売の防止については、「住宅用火災警報器の悪質訪問販売に係る被害防止について」(平成17年8月9日付け消防安第177号)によるほか、積極的な周知に努め、不適正販売等の情報が寄せられた場合には、速やかに当課まで報告するとともに近隣の都道府県等に情報提供し、情報の共有化を図り、被害の拡大防止に努めること。

2 住宅用火災警報器等の共同購入等の実施

住宅用火災警報器の共同購入は、不適正販売の防止に効果が期待されるところであり、住宅用火災警報器等の共同購入を計画する場合には、住宅防火対策推進協議会のホームページ(<http://www.jubo.go.jp/>)に掲載されている相談窓口リストを参考とされたい。

また、消防本部等で防火防災訓練、防火講話等を実施する際に住宅用火災警報器の展示等を行う場合には、同相談窓口を通じた相談が可能となっているので参考とされたい。

3 防災製品等の普及促進

住宅火災による着火物別の死者の発生状況を見ると、寝具類、衣類、カーテン、カーペッ

ト、ソファー等の着火物が45%（不明の着火物を除く。）となっており、寝具類、衣類等をはじめとした着火物を燃えにくくすることに効果のある防災製品等の普及についても積極的に啓発すること。